

2021年 8月4日

**滋賀県労連FAXニュース** 大津市梅林一丁目3-30 県労連  
(みなさんからの情報をお待ちしています)

電話 077-521-2536

FAX 077-521-2534

E-mail: shigaken-roren@aqua.plala.or.jp

# 最低賃金答申 896円

## 最賃引き上げ・全国一律化へと意見陳述

7月28日、滋賀地方最低賃金審議会は審議会を開催、今年10月からの最低賃金の本格的な審議に入りました。中央最低賃金審議会の答申、全ランクで28円増という決定に沿って議論されます。

同日の審議会では事前に関係労働者からの意見聴取が行われ、県労連加盟の県労連一般、コープしが労組、自治労連（陳述順）の3労組から意見書を出しました。主旨は以下の通りです。

県労連一般・金森祐紀書記長「28円引きあがれば896円、900円台の求人はほぼなくなるだろう。しかし、その水準で年間2000時間働いても180万円にならず生活できない。審議会は中小企業の支援を国に求め、大幅引き上げの道筋を示すべき」

コープしが労組・山田博也委員長「最低賃金の引き上げと地域間格差の是正、中小企業支援を求める声は着実に広がっている」

自治労連・杉本高委員長は「人手不足を解消するため賃金の引き上げが求められている。そのことが公務・公共サービスの提供体制の改善に直結する」とし、いずれも最賃1500円と全国一律化をもとめました。

陳述はありませんでしたが、引き上げを求める意見が滋賀弁護士会と民青滋賀から出されていました。使用者団体などからの「引き上げをすべきでない」という趣旨のものはだされていません。

また、7月27日、県労連は第1回審議会で決められた、本審議会以外を非公開とすることなどについて、全面公開すべきとして要請書を提出しました。

## 第3回審議会で地賃が答申28円増

8月4日、滋賀地方最低賃金審議会は第3回審議会を開催、今年10月からの滋賀県の最低賃金を中央最低賃金の目安通り28円増の896円とすると労働局長に答申しました。

採決では公益委員4人、労働者委員5人、使用者委員5人が挙手をして決めますが、公益委員・労働者委員は全員賛成（※公益委員から出る代表は採決に加わらない、使用者委員が1人欠席）、使用者委員は全員反対で9対4で採決されました。

異例なことに以下の文言が答申文に入れられていました。状況を反映してのものと言えます。

.....

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

1 新型コロナウイルス感染症の危機的状況を踏まえて、中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用の維持確保のため、賃金引き上げに直結した助成金の創設、既存の各種支援策についての要件のさらなる緩和による拡充を行うこと。また、これらの支援策について、直接的、かつ速やかな給付体制の構築を行うこと。

2 中小企業・小規模事業者への各種支援策について、県内に幅広く周知を行うこと。

.....

例年よりメディアが多く、今年の方々の世論の関心が高いことがわかります。

県労連はこの決定は不十分であるとして異議を申し立てる予定です。

### 今後の予定

8月初旬	原水禁世界大会（Web・各地）県労連事務所で8/6と9視聴	10:00~12:30
8月28日	へいわのつどい（17:00-膳所城跡公園）	
9月4日	滋賀県労連第35回定期大会（13:30-G-NETしが）	
	いのちまもる緊急行動・大宣伝（夕刻-近江八幡駅周辺・予定）	